〃	四十八号	仙台市青葉区大町地先から同市青葉区作並地先まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
〃	〃	仙台市青葉区作並地先から山形市飯田西地先まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
〃	四十九号	いわき市常磐上矢田町地先から同市三和町上三坂地先まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所
〃	百一号	福島県石川郡平田村大字鴇子地先から福島県耶麻郡西会津町大字宝坂地先まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所
〃	〃	青森市長島地先から同市浪岡大字大釈迦地先まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所
〃	〃	能代市字芝童森地先から秋田県山本郡三種町鵜川地先まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所
〃	〃	秋田市金足大清水地先から同市八橋南地先まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所
〃	百四号	八戸市長苗代地先から青森県三戸郡三戸町大字川守田地先まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所
〃	百八号	石巻市蛇田地先から大崎市鳴子温泉地先まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
〃	〃	湯沢市横堀地先から同市上院内地先まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所
〃	百十二号	山形市飯田西地先から山形県西村山郡西川町大字月山沢地先まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
〃	〃	鶴岡市田麦俣地先から同市美咲町地先まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所
〃	百十三号	山形県西置賜郡小国町大字玉川地先から南陽市赤湯地先まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

○関東地方整備局告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

		占用を制限する区域	図面縦覧場所
一	道路の種類及び路線名		
	一般国道一号	川崎市幸区古市場地先から神奈川県足柄下郡箱根町箱根地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
〃	四号	草加市谷塚地先から久喜市栗橋北地先まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所
〃	〃	久喜市栗橋北地先から福島県西白河郡西郷村大字小田倉地先まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
〃	六号	松戸市上矢切地先から我孫子市青山地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
〃	〃	我孫子市青山地先から北茨城市平潟町地先まで	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所
〃	十四号	千葉市花見川区幕張本郷地先から千葉市中央区登戸地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
〃	十五号	川崎市川崎区本町地先から横浜市神奈川区栄町地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
〃	十六号	横須賀市走水地先から横浜市緑区長津田町地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
〃	〃	神奈川県大和市下鶴間地先から相模原市緑区元橋本町地先まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所
〃	〃	入間市大字二本木地先から春日部市西金野井地先まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所
〃	十七号	春日部市西金野井地先から富津市富津地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
〃	〃	戸田市川岸地先から埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原地先まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所
〃	〃	高崎市新町地先から新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国地先まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所
〃	十八号	高崎市並榎町地先から長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢地先まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所
〃	〃	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢地先から同県上水内郡信濃町大字野尻地先まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	十九号	塩尻市大門泉町地先から長野市大字西尾張部地先まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	二十号	相模原市緑区千木良地先から同市緑区小渕地先まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所
〃	〃	上野原市上野原地先から長野県諏訪郡富士見町地先まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所
〃	〃	長野県諏訪郡富士見町落合地先から塩尻市大門泉町地先まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	五十号	前橋市本町地先から太田市植木野町地先まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所
〃	〃	足利市南大町地先から結城市大字小田林地先まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
〃	〃	結城市大字小田林地先から水戸市三の丸一丁目地先まで	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所
〃	五十一号	千葉市若葉区貝塚町地先から稲敷市西代地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
〃	〃	稲敷市西代地先から水戸市宮町一丁目地先まで	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所
〃	五十二号	山梨県南巨摩郡南部町万沢地先から甲府市丸の内二丁目地先まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所
〃	百二十六号	東金市大字台方地先から千葉市中央区中央地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
〃	百二十七号	館山市北条地先から木更津市桜井地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
〃	百三十八号	富士吉田市上吉田七丁目地先から山梨県南都留郡山中湖村大字平野地先まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所